平成２９年（フ）第２６４号
長崎県長崎市日の出町３番15号　アパートメント大平103号
債務者　大平　一友
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３４８号
宮崎県児湯郡都農町大字川北1862番地
債務者　河野　鳴戸
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３８号
福島市須川町２番１号　リバーハイツ須川208号室
債務者　小野　曉美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５１号
福島市入江町２番１号　市住１―54
債務者　佐藤　隆幸
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１５５号
福島県郡山市希望ヶ丘４番２号　市営住宅２－９－803
債務者　吉川　松英
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
茨城県龍ケ崎市愛戸町66番地　パインハイツ211号室
債務者　宮内　聡美
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１９３号
長野県大町市美麻16405番地
債務者　江津　紗代
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第６６号
岐阜県恵那市東野1886番地５
債務者　長谷川由香（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第７４号
長野県飯田市松尾水城3692番地10（成和ハイツ301号）
債務者　山内　隆幸
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２９年（フ）第３３３号
岐阜県羽島市正木町曲利715番地
債務者　日髙信一郎
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１５１７号
愛知県東海市荒尾町下畑14番地７　タウルス303号
債務者　宮本　広明
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３号
神戸市西区伊川谷町有瀬235番地の１　ミルキィウェイ33　405号
債務者　今村亜由子
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第４２号
高知県四万十市右山元町１丁目３番２―16号
債務者　武政　恵美（旧姓北代）
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２９年（フ）第３２０号
大分市賀来南１丁目１－８　アビアスＫａｚｕ参番館202号、住民票上の住所大分市望みが丘32番地の５
債務者　後藤　真琴
1　決定年月日時　平成29年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１４２号
宮崎県日向市大字財光寺3419番地12
債務者　藤本喜久代
1　決定年月日時　平成29年12月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月５日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３０号
沖縄県国頭郡本部町字谷茶435番地15
債務者　小濱　大紀
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第３３号
沖縄県名護市大北４丁目５番14号ハイツグロリア403、住民票上の住所沖縄県豊見城市字宜保83番地２
債務者　金城　佳孝
1　決定年月日時　平成29年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月７日まで
那覇地方裁判所名護支部